

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年1月29日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | 摂取制限 |
|------------------|---|---|---------------------|
| 野菜類 | 原乳 | 1市5町2村※1 | — |
| | 非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等) | 1市4町2村※2 | 1市4町2村※2 |
| | 結球性葉菜類 (キャベツ) | 1市4町2村※2 | — |
| | アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等) | — | — |
| | カブ | — | — |
| | 原木シタケ(露地栽培) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | 飯館村 |
| | 原木シタケ(施設栽培) | 川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)を除く。) | — |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 相馬市、いわき市 | — |
| | キノコ類 (野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、失祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、只見町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 西会津町(ナメコを除く。) 会津美里町(ムキタケを除く。) | 南相馬市 いわき市 棚倉町 |
| | タケノコ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村 | — |
| | ワサビ (畑において栽培されたものに限る。) | 伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。) | — |
| | ウド(野生のものに限る。) | 須賀川市、相馬市、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村 | — |
| | クサソテツ(こごみ) | 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楡葉町、大玉村、葛尾村 | — |
| | クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。) | 南相馬市 | — |
| | コシアブラ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、失祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村 | — |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 西会津町、只見町 | — |
| | ゼンマイ | 二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、川内村、葛尾村 | — |
| | ゼンマイ(野生のものに限る。) | 広野町、大玉村 | — |
| | ウワバミソウ(野生のものに限る。) | 須賀川市、国見町 | — |
| | タラシ(野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村 | — |
| フキ | 葛尾村 | — | |
| フキ(野生のものに限る。) | 桑折町、楡葉町、天栄村 | — | |
| フキノトウ(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、葛尾村 | — | |
| ワラビ | 伊達市、南相馬市、川俣町、楡葉町、鮫川村、葛尾村 | — | |
| ワラビ(野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町 | — | |
| ウメ | 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇師爺岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。) | — | |
| ズズ | 福島市、南相馬市 | — | |
| クリ | 伊達市、南相馬市 | — | |
| キウイフルーツ | 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇師爺岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。) | — | |
| 穀類 | 米(平成23年度) | 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧辻沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。) | — |
| | 米(平成24年度) | ※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| | 米(平成25年度) | ※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| | 米(平成26年度) | ※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| | 米(平成27年度) | ※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| | 米(平成28年度) | ※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| | 米(平成29年度) | ※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。))を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) | 新田川 (支流を含む。) |
| | ウグイ | 秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。) | — |
| | ウナギ | 福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | アユ(養殖を除く。) | 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | イワナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | コイ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | フナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | 水産物10種※9 | 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線と囲まれた海域 | — |
| | 牛の肉※10 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 | — |
| | イノシシの肉 | 全域 | 6市10町4村※11 |
| カルガモの肉 | 全域 | — | |
| キジの肉 | 全域 | — | |
| 肉 | クマの肉 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、失祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝坂村 | — |
| | ノウサギの肉 | 全域 | — |
| | ヤマドリ(肉) | 全域 | — |
| | ヤマドリ(肉) | 全域 | — |

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村

※2 相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年7月1日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

※3 福島県黒川町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡路町、船引町、中山小塚及び宇下高沢、常葉町、常葉山根並びに市内国府森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、254林班から270林班まで、283林班から3004林班まで及び3011林班から3033林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高、飯沼地区(片倉字行田の区域に限る。)、高瀬(宇玉山、宇津川及び宇津師爺の区域に限る。))、伊達市(旧白根町(白根町(下)、松尾川原、川内及び飯沼師爺田(北、東、西及び新田)の区域に限る。))、旧掛田町(豊山山内(川内))、旧辻沢村(保原町(朝方山、久保田、田中、野田山、菅野、酒原、渡瀬、西郷及び東山)の区域に限る。))、旧石戸村、旧上原村、旧保原村、旧富山、旧小手及び旧富野村(梁川町(八幡))の区域に限る。))、二本松市(旧浪川村(浪川及び米沢)の区域に限る。))、旧富下村、旧小沢村、旧坂沢村、旧平橋村、旧戸井村、旧新飯村、旧大田村(旧代村)及び旧大田村(東町)の区域に限る。))、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢)及び旧本宮町の区域に限る。))、桑折町(旧半田村及び旧逢合村の区域に限る。))、国見町(旧大木戸村及び旧小高村の区域に限る。))、旧山内市(旧久高町の区域に限る。))、須賀川市(須賀川町の区域に限る。))、いわき市(旧山田町の区域に限る。))、川俣町(旧飯坂町の区域に限る。))、三春町(旧三春町の区域に限る。))、大玉村(旧大玉町の区域に限る。))

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。))、郡山市(旧富久山町の区域に限る。))、いわき市(旧田田村の区域に限る。))、須賀川市(旧西条村の区域に限る。))、相馬市(旧野村の区域に限る。))、二本松市(旧浪川村の区域に限る。))、田村市(郡路町、船引町、中山小塚、船引町、中山小塚、常葉町、常葉山根並びに市内国府森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、254林班から270林班まで、283林班から3004林班まで及び3011林班から3033林班までの一部の区域に限る。))、南相馬市(小高、飯沼地区(片倉字行田の区域に限る。))、高瀬(宇玉山、宇津川及び宇津師爺の区域に限る。))、伊達市(旧白根町(白根町(下)、松尾川原、川内及び飯沼師爺田(北、東、西及び新田)の区域に限る。))、旧掛田町(豊山山内(川内))、旧辻沢村(保原町(朝方山、久保田、田中、野田山、菅野、酒原、渡瀬、西郷及び東山)の区域に限る。))、旧石戸村、旧上原村、旧保原村、旧富山、旧小手及び旧富野村(梁川町(八幡))の区域に限る。))、二本松市(旧浪川村(浪川及び米沢)の区域に限る。))、旧富下村、旧小沢村、旧坂沢村、旧平橋村、旧戸井村、旧新飯村、旧大田村(旧代村)及び旧大田村(東町)の区域に限る。))、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢)及び旧本宮町の区域に限る。))、桑折町(旧半田村及び旧逢合村の区域に限る。))、国見町(旧大木戸村及び旧小高村の区域に限る。))、旧山内市(旧久高町の区域に限る。))、須賀川市(須賀川町の区域に限る。))、いわき市(旧山田町の区域に限る。))、川俣町(旧飯坂町の区域に限る。))、三春町(旧三春町の区域に限る。))、大玉村(旧大玉町の区域に限る。))

※5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

※7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

※8 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

※9 ウシタナゴ、カサゴ、キツネハシ、クロダイ、サクラマス、シロハシ、スズキ、スマガイル、ムラソイ、ヒノシガイ

※10 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及び高場への出荷を差控えるよう要請

※11 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年1月29日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----------------|-----------------------|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 青森市、十和田市、鯉ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。) |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。) |
| | タケノコ | 一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市 |
| | コシアブラ | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ゼンマイ | 一関市、奥州市、住田町 |
| | セリ(野生のものに限る。) | 奥州市 |
| ワラビ(野生のものに限る。) | 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町 | |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 砂鉄川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 石巻市、白石市、角田市、東松島市、蔵王町、村田町、丸森町、富谷市 仙台市、気仙沼市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、川崎町、大和町、大衡村、色麻村、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 仙台市、栗原市、大崎市、村田町 |
| | タケノコ | 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬崎町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。) |
| | クサソテツ(こごみ) | 栗原市 |
| | コシアブラ | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 |
| | ゼンマイ | 気仙沼市、大崎市、丸森町 |
| タラノメ(野生のものに限る。) | 気仙沼市、栗原市、大崎市 | |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | アユ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 白石川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| 肉 | ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシ肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) 茨城町 |
| | タケノコ | 北茨城市、鉾田市、大洗町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| 水産物 | アメリカナマス(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| | ウナギ | 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。) |
| 肉 | イノシシ肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年1月29日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|----------------|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | サンショウ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ゼンマイ(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、那須町 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町 |
| ワラビ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市 | |
| クワ | 那須町 | |
| 肉 | 牛肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |

| 群馬県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ | 全域 |

| 埼玉県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|-------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |

| 千葉県 | | 出荷制限 |
|-----|--------------|--|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。))並びに手賀川(支流を含む。)) |
| | コイ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。))ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。) |
| | ウナギ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。))ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |

| 新潟県 | | 出荷制限 |
|-----|------------------|-------------------|
| 野菜類 | コシアブラ(野生のものに限る。) | 魚沼市及び津南町 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |

| 山梨県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |

| 長野県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。) |
| | コシアブラ | 長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村 |
| 肉 | シカの肉 | 軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。) |

| 静岡県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|-----------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町 |

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年1月29日現在

| 都道府県 | 出荷制限 | |
|---------------------|---|--|
| 福島県 | クサソテツ(こごみ) | H23.8.9～：福島県、南相馬市 H24.8.1～：福島県、伊達市、南相馬市、三春町 H24.8.2～：川俣町 H24.8.7～：田代町、吉野町 H24.8.10～：二本松市、大玉村 H24.8.20～：郡山市 H24.8.14～：喜望峯町、喜茂村 H27.8.10～：広野町 |
| | クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。) | H24.4.24～H23.9.11解除：会津美里町 H27.4.30～：南相馬市 |
| | コンアブラ | H24.8.2～：福島県、二本松市 H24.8.7～：郡山市、白河町、喜多方市、会津高田町、楢葉町、飯沼町 H24.8.10～：伊達市、南相馬市、大野町、楢葉町、下郷町、大玉村、喜望峯町、郡川町 H24.8.14～：喜望峯町、いわき市、川俣町、石川町、天栄町 H24.8.17～：南相馬市、喜賀代町 H24.8.7～：喜望峯町、喜茂村 H24.8.14～：喜茂村 |
| | コンアブラ (野生のものに限る。) | H24.8.19～：福島県、南相馬市、会津町、南会津町、磐梯町、泉崎町 H24.8.20～：三島町、川内村 H24.8.22～：郡川町、高野町 H24.8.29～：本宮市、田代町、小野町、矢野町、会津坂下町、玉川村、早田町、伊達市 H24.8.29～：三春町 H24.8.9～：会津喜多川町、鏡石町 H24.8.9～：倉山町 H24.8.10～：昭和町 |
| | コンアブラ (野生のものに限る。) | H24.4.29～：喜望峯町 H24.8.9～：只見町 H24.8.9～：いわき市、二本松市 H24.8.10～：福島県 H24.8.24～：川俣町 |
| | ゼンマイ | H24.8.1～：南相馬市 H24.8.14～：喜望峯町、喜茂村 H24.8.19～：喜望峯町 H24.8.20～：川内村 H24.8.10～：郡山市 H27.8.11～：田代町 |
| | ゼンマイ (野生のものに限る。) | H24.8.14～：広野町、大玉村 |
| | ウツミソウ (野生のものに限る。) | H24.8.24～：喜望峯町、南相馬市 H24.8.1～：いわき市、南相馬市、伊達市、南相馬市 H24.8.2～：福島県 H24.8.7～：郡山市、白河町、喜多方市、会津高田町、楢葉町、飯沼町 H24.8.10～：二本松市、大玉村、喜望峯町 H24.8.14～：川俣町 H24.8.20～：南相馬市 H24.8.14～：広野町、郡川町、喜茂村 H24.8.19～：二本松市、白旗町、泉崎町 H24.8.20～：川内村 H24.8.29～：本宮市、喜望峯町 H24.8.10～：田代町 H24.8.14～：喜賀代町 |
| | フキ | H27.8.26～：喜茂村 H24.8.19～：南相馬市、喜望峯町 |
| | フキ(野生のものに限る。) | H24.8.19～：天栄町 H24.8.4～：南相馬市、川俣町、田代町、南相馬市、広野町 H24.8.19～：伊達市、南相馬市 H24.8.11～：南相馬市、喜茂村 H27.8.26～：南相馬市 H24.8.20～：本宮市 |
| フキトウ (野生のものに限る。) | H24.8.10～H24.8.11一部解除：いわき市(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.17～H27.8.19一部解除：喜多方市(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.17～H24.8.24一部解除：福島県(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.29～：南相馬市 H24.8.11～：郡川町 H24.8.30～：喜望峯町 H24.8.14～：喜茂村 | |
| ワラビ | H24.8.10～H24.8.11一部解除：いわき市(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.17～H27.8.19一部解除：喜多方市(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.17～H24.8.24一部解除：福島県(解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.29～：南相馬市 H24.8.11～：郡川町 H24.8.30～：喜望峯町 H24.8.14～：喜茂村 | |
| ワラビ(野生のものに限る。) | H24.8.14～：二本松市 H24.8.14～：広野町 | |
| ウメ | H23.8.2～H25.10.21解除：福島県、伊達市、南相馬市 H24.8.9～：南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字津及及び原町区大原字和田城の区域に限る。) H23.8.6～H27.8.19解除：南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H24.8.6～H25.10.21解除：南相馬市 H23.8.6～H24.7.11解除：南相馬市 | |
| ユズ | H24.1.10～H27.1.29解除：いわき市 H23.12.21～H25.1.7解除：福島県 H23.10.14～H23.1.8解除：伊達市 | |
| クリ | H24.8.20～：伊達市、南相馬市 H24.8.28～H27.12.3解除：二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除：いわき市 | |
| キウイフルーツ | H23.12.9～H25.11.17解除：南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字津及及び原町区大原字和田城の区域に限る。) H23.12.9～H25.12.29解除：南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | |
| 小豆 | H25.1.4～H26.3.13一部解除：福島県(旧大宮生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15～H25.11.7一部解除：南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.12.25～H26.3.13一部解除：南相馬市(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13一部解除：郡山市(旧高野村の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13一部解除：二本松市(旧小浜町及び旧津川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) H24.1.4～H26.3.9一部解除：南相馬市(旧伊達崎村の区域に限る。) H24.10.7解除：南相馬市(旧立子山村の区域に限る。) H25.2.18～H25.7.10一部解除：福島県(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) H25.3.5～H25.7.10一部解除：福島県(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) H25.3.29～H25.7.10一部解除：福島県(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) H25.1.4～H25.5.17一部解除：伊達市(旧塚本村及び旧富野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.7.10一部解除：福島県(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.11.7一部解除：福島県(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.11.7一部解除：本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。) H25.3.25解除：南相馬市(旧大田村の区域に限る。) H25.12.18～H27.6.23一部解除：南相馬市(旧大田村の区域に限る。) H27.10.23解除：南相馬市(旧大田村の区域に限る。) H26.12.17～H27.6.23一部解除：本宮市(旧白岩村に限る。) H26.12.17～H27.6.23一部解除：大玉村(旧大山村に限る。) | |
| 秋田米(平成23年度) | H23.11.17～：福島県(旧小野村の区域に限る。) H23.11.29～：伊達市(旧小野村及び旧長沼町の区域に限る。) H24.12.8～：福島県(旧南相馬市の区域に限る。) H24.12.8～：二本松市(旧津川村の区域に限る。) H24.12.19～：伊達市(旧佐倉村及び旧佐倉村の区域に限る。) H24.12.19～：伊達市(旧佐倉村の区域に限る。) H24.1.4～：伊達市(旧塚本村の区域に限る。) | |

※ 〇箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成30年1月29日現在

| 福島県 | 摂取制限 |
|-------------------------------|---|
| 非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等） | H23.3.23～ 下記の地域以外 |
| | H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村 |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） |
| | H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 |
| | H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） |
| 結球性葉菜類（キャベツ等） | <p>H23.3.23～ 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> |
| アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等） | H23.3.23～ 下記の地域以外 |
| | H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | H23.3.23～5.4解除：いわき市 |
| | H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榎枝岐村、只見町 |
| | H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 |
| | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） |
| 原木シイタケ（露地） | H23.4.13～：飯館村 |
| キノコ類（野生のものに限る。） | H23.9.0～：棚倉町（※首根菌に属する野生キノコに限る） |
| | H23.9.15～：いわき市、棚倉町 |
| | H23.9.20～：南相馬市 |
| 水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。） | H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川（支流を含む。） |
| 肉 イノシシの肉 | H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 |

※ [] の箇所は摂取制限の対象